

利用料負担減免額

世帯区分	利用料負担減免額	減免後の金額
生活保護法による被保護世帯	児童一人当たり一時間：300円	児童一人当たり一時間：0円
市町村民税非課税世帯	児童一人当たり一時間：240円	児童一人当たり一時間：60円
市町村民税所得割額合算額が77,101円未満の世帯	児童一人当たり一時間：210円	児童一人当たり一時間：90円